

定期監査報告書

財政援助団体等

1. 監査の実施日 令和6年4月17日（水）

2. 監査の範囲

令和4年度、5年度における南砺市補助事業に係る出納及びその他の事務

3. 監査の対象

財政援助団体等（社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会、城端地域自治振興会協議会、公益財団法人 富山県文化振興財団、公益財団法人 世界遺産相倉合掌造り集落保存財団、いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会）

4. 監査の方法

財政援助団体等（社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会、城端地域自治振興会協議会、公益財団法人 富山県文化振興財団、公益財団法人 世界遺産相倉合掌造り集落保存財団、いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会）については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

財政援助団体等

1. 監査の実施日 令和6年10月18日（金）

2. 監査の範囲

令和5年度、6年度における南砺市補助事業に係る出納及びその他の事務

3. 監査の対象

財政援助団体等（株式会社長田組、上平観光開発株式会社、医王アローザ株式会社、安達建設株式会社・医王アローザ株式会社共同事業体、南砺市商工会）

4. 監査の方法

財政援助団体等（株式会社長田組、上平観光開発株式会社、医王アローザ株式会社、安達建設株式会社・医王アローザ株式会社共同事業体、南砺市商工会）については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

財政援助団体等

1. 監査の実施日 令和7年2月18日（火）

2. 監査の範囲

令和5年度、6年度における南砺市補助事業に係る出納及びその他の事務

3. 監査の対象

財政援助団体等（南砺市農業再生協議会）

4. 監査の方法

財政援助団体等（南砺市農業再生協議会）については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

財政援助団体等

1. 監査の実施日 令和7年3月18日(火曜)

2. 監査の範囲

令和5年度、6年度における南砺市補助事業に係る出納及びその他の事務

3. 監査の対象

財政援助団体等（小谷企画株式会社、一般財団法人五箇山和紙の里、一般社団法人地域発新力研究支援センター、ふくみつ光房株式会社）

4. 監査の方法

財政援助団体等（小谷企画株式会社、一般財団法人五箇山和紙の里、一般社団法人地域発新力研究支援センター、ふくみつ光房株式会社）については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。